

成年後見人等との取引時のポイントを理解しよう

ここでは後見・保佐・補助に分けて、各種の金融取引を行う際の対応法を解説します。

①・② 保志 秀一
③ 中澤 裕樹 en クリエイティブ代表

1 お客様が後見を 利用している場合

後見開始の届出

- 後見人に届出書と登記事項証明書を出してもらう
- 既存取引：後見人のみ取引時確認を行う
- 新規取引：被後見人と後見人両方の取引時確認を行う

成

成年後見人（以降、後見人）から「預金者が成年後見制度を利用することになり、以後の取引は後見人によって行う」旨の申し出があった場合には、「成年後見制度に関する届出書」（**サンブル**）を後見人に記入してもらい提出を受けます。

その際には、後見人に登記事項証明書と印鑑登録証明書を提示してもらい、預金者について後見が本当に開始していることを確認します。

新規取引の場合は 被後見人も取引時確認を

以前から取引のある預金者が成年後見制度を利用することになった場合には、同時にその後見人について取引時確認を行います。

また、新規のお客様について、後見人から口座開設等の申込みがあり、その後見人から届出書の提出を受ける場合には、成年被後見人（以下、被後見人）と後見人の双方について取引時確認を行う必要があります。

後見人の犯収法上の本人特定事項の確認方法は、届出書提出時のように「実印捺印および印鑑登録証明書の提出」に限定されているわけではありませんから、運転免許証や健康保険証等の提示を受ける方法で本人特定事項の確認をしても何ら差支えありません。

預金の払戻し・解約 取引可能

● 後見人だけの署名・捺印で取引可能

後見人は、後見開始の審判の効果として被後見人に対して全面的な財産管理権を有しており、被後見人の財産に関する法律行為について包括的な代理権が付与されています。

後

したがって、被後見人の預金の払戻しや口座の解約においては、被後見人の署名や届出印の押捺は必要なく、後見人に印鑑届を提出してもらい、後見人の署名と届出印の押捺で取引することが出来ます。

融資取引

- 被後見人のために必要なら被後見人名義で取引可能。
- ただし、監督人がいる場合は同意が必要

被

後見人の生活費・入院費・施設の入所費用などを捻出するために、やむを得ず被後見人

預かり資産の購入・解約

● 後見人が単独で行える。ただし、監督人がいる場合は同意が必要

後

見人にとって被後見人の預かり資産の購入や売却は、民法13条1項3号に定められている「重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為」に該当すると解されています。

このような法律行為については、成年後見監督人が選任されている場合は成年後見監督人の同意が必要です。成年後見監督人が選

●成年後見制度に関する届出書

成年後見制度に関する届出書 2014年10月15日	
本人	お名前 近代 太郎 (お印)
補助人 保佐人 成年後見人 任意後見人	お名前 近代 雄一 (実印)
私(本人)は、成年後見制度に係る家庭裁判所の審判をうけましたので、 な、本人が記入できない場合、は、後見人の代筆でも可	
審判の種類	補助・保佐(成年後見) 任意後見(任意後見監督人の選任)
代理権・同意権の内容	添付資料のとおり。
添付資料	(登記事項証明書) 審判書および確定証明書
(2) 現在取引のある科目の前に○印を記入してください。	
○: 普通預金	貯蓄預金
○: 定期預金	納税預金
	通知預金
	その他()
(3) キャッシュカードを使用する時は科目を○で囲み口座番号を記入してください。	
科目	口座番号
(普通預金) 貯蓄預金	△△△△△△
普通預金・貯蓄預金	普通預金・貯蓄預金
普通預金・貯蓄預金	普通預金・貯蓄預金
(4) その他	
顧客番号 ××××××××	

遺産分割協議書・ 相続預金払戻書への記入

- 後見人が署名する。ただし監督人がいる場合はその同意が必要
- 後見人と被後見人が利益相反するときは、監督人または特別代理人の選任が必要

後

見人は被後見人の代理として遺産分割協議に参加する

任されていなければ、後見人が単独で行うことが出来ます。

ただし、例えば高齢者の資産は、本人にとって終生の糧であると解すべきものです。このような資産についてリスクを冒してまで投資を行うことが高齢者の意思に沿う行為とは思えません。

後見人は「財産の管理に関する事務を行うにあたっては、被後見人の意思を尊重しなければならぬ」とされています。可能であれば後見人の申し出が被後見人の意向に合致しているかどうかを確かめてみることも、実務上大切なかもしれません。

後見人・被後見人が 共同相続人だと利益相反

また、遺産分割において後見人と被後見人がともに共同相続人となっていると「利益相反」になります。

この場合は、成年後見監督人が後見人のための特別代理人に被後見人を代理して署名してもらわなくてはなりません。成年後見監督人選任あるいは特別代理人選任のいずれかを家庭裁判所に申し立てるよう、後見人には依頼してください。